経済学史学会会則

(1950年4月施行、以後数次にわたり改正。2017年11月現在)

名 称

第1条 本会は経済学史学会と称する。

目的

- 第2条 本会の目的は次の通りである。
 - 1 経済学史、社会・経済思想史の研究
 - 2 内外の学界との交流

事 業

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1 研究報告会の開催
 - イ. 毎年1回適当の地および時に全国大会を開く。必要に応じて臨時の大会を開くことができる
 - ロ. 別に定めるところによって地方部会を開くことができる。
 - 2 公開講演会の開催
 - 3 内外の経済諸学会との連絡
 - 4 機関誌の発行
 - 5 学会賞の授与
 - 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

会 員

- 第4条 本会は経済学史、社会・経済思想史の研究者をもって組織する。
- 第5条 本会に入会しようとする者は会員2名の紹介により代表幹事に申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
- 第6条 会員は年会費 10,000 円を納めるものとする。ただし、大学院生・退職者などについては年会費を 6,000 円とし、会員からの寄付は随時受けつけるものとする。
- 第7条 会員は機関誌の配布を受ける。

第8条 会員は書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。会費 を2年間滞納したものは退会と見なす。ただし、滞納分を納入することに より会員資格を回復することができる。

名誉会員

第9条 会員であって多年経済学史研究の発達に貢献のあったものは、幹事会 の推薦により総会の承認を経て名誉会員とすることができる。

役員

- 第10条 会務を処理するために幹事若干名を置く。
- 第11条 幹事は会員の郵便投票により会員中より選挙する。
- 第12条 前条の選挙を行うため選挙管理委員会を置く。委員の任期は2年とし 幹事会が会員中より若干名を委嘱する。
- 第 13 条 幹事の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続して3期(6年) を超えないものとする。
- 第 14 条 本会の常務を処理するために幹事中より常任幹事若干名を互選する。
- 第15条 本会の代表として代表幹事を置く。代表幹事は幹事会において選任する。その選任方法は幹事会において別に定める。
- 第16条 本会に監事2名を置く。監事の選出方法については第11条を準用する。監事の任期については第13条を準用する。

総会

- 第17条 本会は毎年1回総会を開く。幹事会が必要と認めるときまたは会員の 3分の2以上の請求があるときは臨時総会を開く。
- 第18条 代表幹事は総会の議事、会場および時期を定め、あらかじめこれを会員に通知する。
- 第19条 常任幹事は幹事会の議を経て総会において、会務および会計の報告をする。
- 第20条 総会における議長はその都度会員中より選挙する。
- 第 21 条 総会における決定は本会則においてとくに定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

会則の変更および本会の解散

第22条 本会則の変更または本会の解散は幹事の過半数または会員15名以上の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

会計期間

第23条 本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

- 1. 幹事のうち2名を日本経済学連合の評議員として会員総会においてこれを決定する。ただし緊急やむをえない場合はこの限りではない。
- 2. 本会の事務局は 2017 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで龍谷大学 経済学部(小峯敦研究室)内に置く。
- 3. 第9条の規定にかかわらず、学会創立 50 年(2000 年)以降は新たに 名誉会員を置かないものとする。ただし、現行名誉会員制は存続するものとす る。
- (付)会則内規(1968年4月施行、1987年11月、1988年11月、1989年11月、1996年6月、1997年5月、1998年10月、2001年6月、2002年10月、2005年5月、2006年11月、2008年5月、2013年5月、2014年5月、2014年11月、2017年11月一部改正)

(全般的諸事)

- 1. 第5条の入会申込資格は大学を卒業したもの、またはそれに準ずる者とする。
- 2. 第7条に関し、機関誌の追加を希望する会員には、1号につき 1,800 円で頒布する。
- 3. 第9条の名誉会員とされうるのは、原則として、常任幹事を5期以上つとめた者、あるいは代表幹事をつとめた者であって、次年度開始のときに70歳に達している者とする。名誉会員は会費を課されることなく、会員としての権利を保有する。
- 4. 地方部会の開催に必要な通信費・印刷費などは部会の請求により実費が補助される。

- 5. 会員以外の希望者に対する機関誌の頒価は、1 号につき 3,000 円とし、学協会サポートセンターで販売する。会員以外に名簿(およびコピー)を渡すことを禁止する。
- 6. 附則の2(事務局の名称と期間)については、事務局が交代した時点で、総会の前でも自動的に変更される。
- 7. この内規の改廃は幹事会の過半数の賛成を得なければならない。

(幹事・監事の選挙関係)

- 8. 第10条の幹事若干名とは約30名とする。
- 9. 第11条における幹事の選挙は15名連記投票(ただし完全連記ではない) によるものとし、上位30位の得票者までを当選者とする。
- (i)選挙は幹事会の委嘱する選挙管理委員会(非幹事の会員3名、委員長は互選) が行う。選挙管理委員会の設置は総会の承認を受ける。
- (ii)選挙管理委員会は投票用紙と被選挙人名簿を郵送により配布して、会員に投票を依頼する。
- (iii)選挙管理委員会は厳正な開票を行い、当選者の氏名を事務局に伝えたうえ、 幹事会および新幹事会に選挙結果を報告する。
- (iv)選挙管理委員会は選挙結果を次号の『経済学史学会ニュース』上で公示する。
- 10.被選挙人名簿に記載される者は、第13条の該当者が除かれる他、幹事の任期開始時において満68歳未満である会員に限られる。
- 11. 第13条と第16条において、連続して3期を超えないという規程は、幹事と監事を合わせて3期つとめた場合にも適用される。
- 12. 第13条における幹事の任期、および第16条における監事の任期は、選挙の翌年の4月1日から開始するものとする。
- 13. 幹事の当選後または任期中において、病気その他の理由のために幹事会でやむを得ないと認められた場合は、辞退することができる。辞退の結果生じた欠員は補充しない。
- 14. 第16条における監事の選挙は2名連記投票(ただし完全連記ではない) によるものとし、幹事の当選者を除き、上位2名の得票者を当選者とする。 なお、上位2位の得票者が同数の場合は、年長者を上位2位の得票者、そ れ以外の者を上位3位の得票者と見なす。ただし、病気その他の理由で監 事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて監事とするため、選挙管理

委員会は次点者(上位3位の得票者)を選挙結果の報告に含めなければならない。なお、上位3位が同数の場合は、年長者を上位3位の得票者と見なす。

(代表幹事および常任幹事の選挙関係)

- 15. 代表幹事経験者があらたに幹事に選出された場合、常任幹事・代表幹事には選ばれないものとする。
- 16. 第15条における代表幹事の選任は、幹事会における二段階投票による。
- (i)第一段の投票において、新幹事全員(幹事選挙当選者の総数)の過半数の得票 者があれば、当該の者を代表幹事に選任する。
- (ii)第一段の投票において、新幹事全員(幹事選挙当選者の総数)の過半数の得票者がいなければ、第一段における上位得票者若干名(3名)を被選挙権者として、第二段の投票を行う。その投票における最多得票者を代表幹事に選任する。
- (iii)第二段の最多得票者が同数の場合は、当該の者について再度投票を行い、比較多数の得票者を代表幹事に選任する。
- (iv)第三段の投票でもなお同数の場合は、年長者を最多得票者と見なす。
- 17. 代表幹事に事故のあるときは、常任幹事会で代行者を選任する。
- 18. 第14条の常任幹事若干名とは、下記の各委員会における委員長を兼ねる 5名とする。常任幹事5名と代表幹事1名によって、常任幹事会を構成する。
 - 1) 『経済学史研究』編集委員会の委員長
 - 2) 大会組織委員会の委員長
 - 3) 英文論集委員会の委員長
 - 4) 企画交流委員会の委員長
 - 5) 学会賞(研究奨励賞)審査委員会の委員長
- 19. 代表幹事に選任された者を除き、各委員会の委員長(常任幹事)を幹事の中から次のように選任する。
- (i)第一段の投票は5名連記(完全連記ではない)とし、上位得票者5名を常任幹事に選出する。
- (ii)最少得票者が同数のため上位得票者が5名を超える場合は、最少得票者を被選挙権者として、第二段の投票を行う。投票は選出すべき残りの常任幹事

数の連記(完全連記ではない)とし、上位得票者を選出する。

(iii)第二段の投票でも、なお最少得票者が同数のため上位得票者が選出すべき残りの常任幹事数を超える場合は、最少得票者を被選挙権者として第三段の投票を行う。以下同様の手続きを、5名の常任幹事が確定するまで続ける。ただし、投票によって常任幹事を確定できない場合は、年長者を最多得票者と見なす。

経済学史学会ホームページ JSHET.NET URL: http://jshet.net/

(入会申込書のダウンロード可能)

経済学史学会メーリングリスト JSHET

連絡先: admin@jshet.net(上宮智之)

投稿論文の送付先

E メール: izumo[atmark]kanagawa-u.ac.jp

郵便: 〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1

神奈川大学経済学部 出雲雅志研究室気付 『経済学史研究』編集委員会